

令和3年 多賀町議会12月第4回定例会再開会議録

令和3年12月21日（火） 午後1時33分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	富 永 勉 君
2番	清 水 登久子 君	8番	大 橋 富 造 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武 史 君
4番	木 下 茂 樹 君	10番	山 口 久 男 君
5番	松 居 亘 君	11番	川 岸 真 喜 君
6番	菅 森 照 雄 君	12番	竹 内 薫 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久 良 君	福祉保健課長	林 優 子 君
副 町 長	小 菅 俊 二 君	産業環境課長	飯 尾 俊 一 君
教 育 長	山 中 健 一 君	地域整備課長	藤 本 一 之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明 子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正 浩 君
総 務 課 長	石 田 年 幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊 久 人 君		

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 村 田 朋 子

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 議案第75号 多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
(総務常任委員長報告)

日程第3 議案第76号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(総務常任委員長報告)

日程第4 議案第77号 令和3年度多賀町一般会計補正予算(第6号)について

- て
- （予算特別委員長報告）
- 日程第5 議案第78号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
（総務常任委員長報告）
- 日程第6 請願第3号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願
（産業建設常任委員長報告）
- 日程第7 多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書について委員会
の閉会中の継続審査について
- 日程第8 請願第4号 多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書
- 日程第9 陳情第2号 超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの
決意と支援の要望
（総務常任委員長報告）
- 日程第10 議案第81号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第8号）につい
て
- 日程第11 発委第4号 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求め
る意見書案
- 日程第12 議員派遣の件について
- 日程第13 委員会の閉会中の継続調査について
（総務常任委員会）
（産業建設常任委員会）
（議会広報常任委員会）
（議会運営委員会）

(開会 午後 1時33分)

○議長(竹内薫君) ただ今から、令和3年12月第4回多賀町議会定例会を再開いたします。

○議長(竹内薫君) なお、本日の議事日程を別紙のとおり決めましたので、ご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、本日の本会議に、町長から追加議案1件が提出されています。

それでは、日程表のとおり、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長に付託案件の審査結果の報告を求め、各委員長に対し質疑の後、討論および採決を行います。

再開に当たり、町長から挨拶をお願いいたします。

久保町長。

[町長 久保久良君 登壇]

○町長(久保久良君) 令和3年12月第4回多賀町議会定例会の再開に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本議会定例会は12月3日に開会し、本日までの19日間には、3日の本会議をはじめ、6日、7日の一般質問、8日の総務常任委員会ならびに10日の予算特別委員会、さらには、子育て世帯への10万円給付事業の補正予算の追加議案など、提出をさせていただきました9件の議案につき慎重なご審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

なお、本日は本定例議会の最終日でございますが、各委員会に付託をされました議案および本日提出をさせていただきました一般会計補正予算案についての追加議案につきまして、円滑かつ適切な議決を賜りますようよろしくお願い申し上げ、議会再開のご挨拶といたします。

(開議 午後 1時36分)

○議長(竹内薫君) ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(竹内薫君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(竹内薫君) 日程第2 議案第75号から日程第6 請願第3号および日程第8号を一括議題とし、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長より付託案件の審査結果の報告を行います。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。

5 番、松居亘総務常任委員長。

〔総務常任委員長 松居亘君 登壇〕

○総務常任委員長（松居亘君） 本会議において本委員会に付託を受けました議案 3 件、陳情 1 件の審査結果を、会議規則第 77 条の規定により、次のとおり報告いたします。

1 2 月 8 日午前 9 時より、役場 3 階第 1 委員会室において、委員全員と執行者側より町長、副町長、担当課の出席を求め、委員会を開催いたしました。

最初に「議案第 75 号 多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」、税務住民課長から、改正内容は、産科医療補償制度の掛金が 1 万 6,000 円から 1 万 2,000 円に引き下げられ、産科医療補償制度の対象の場合は、掛金を加算した金額を支給しており、出産一時金等の支給総額の 42 万円を維持するため、出産一時金の額を 40 万 4,000 円から 40 万 8,000 円に改正するものである。産科医療補償制度は、分娩時に発生した重度脳性麻痺を負ってしまった新生児やその家族に対して、一定の補償をするために医療機関が加入する制度ですと説明がありました。

質疑応答では、委員から、産科医療補償制度の対象は重度脳性麻痺の方だけかとの質疑に対し、分娩に関して発生した重度脳性麻痺の方になりますとの答弁がありました。

委員から、分娩時の事故で神経障害が発生したときはどうかとの質疑に対し、分娩時に事故が起きた場合の紛争の防止、早期解決のために、公益財団法人日本医療機能評価機構が体制を取ることになりますとの答弁がありました。

委員から、本町の保険税の税率は犬上郡 3 町の中で高いと思うが、その見解はどの質疑に対し、県が出している標準保険料に対しては、それ以上には高くはなっていない状況です。全体的には所得が高いという部分もあり、引き上がっている原因であるとの答弁がありました。

委員から、今は県内 19 市町国保税率は市町ごとに決まっているが、いつ県内統一になるのかとの質疑に対し、令和 6 年以降のできるだけ早い時期にということになりますとの答弁がありました。

以上で質疑応答を終了し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、「議案第 75 号 多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「議案第 76 号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、税務住民課長から、改正内容は、令和 4 年 4 月 1 日より未就学児に係る国民健康保険税の均等割額の 5 割を軽減するもので、子育て世帯の経済的負担の軽減の観点から、子ども均等割保険料の 5 割を公費により軽減するものであると説明がありました。

質疑応答では、委員から、この条例の対象者である就学前の子ども的人数はどの質疑に対し、令和 3 年度本算定時で 32 名ですと答弁がありました。

委員から、被保険者分の負担の軽減額はどれくらいかとの質疑に対し、軽減なしの世帯に属する未就学児は 23 万 9,200 円、7 割軽減に属する世帯の未就学児は 5 万 5,

200円、5割軽減に属する世帯に属する未就学児は4万6,000円、2割軽減に属する世帯の未就学児は5万8,880円です。合計で39万9,280円の減額ですとの答弁がありました。

委員から、被保険者で年金世帯の加入率はその質疑に対し、65才以上の加入率は、最新で56.9%ですとの答弁がありました。

以上で質疑応答を終了し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、「議案第76号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「議案第78号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」、税務住民課長から、保険給付費の増に伴う県交付金等の追加、システム改修および傷病手当金等を追加するため補正を行う。既定の歳入歳出予算総額に歳入歳出それぞれ8,515万円を追加し、歳入歳出それぞれ8億6,967万5,000円とするものであると説明がありました。

質疑応答では、委員から、傷病手当金はどのような算定かとの質疑に対し、新型コロナウイルスに感染されて、労務に就けなかった期間となる。給与が支払われなかった期間となり、3か月前からの平均給与の3分の2を支給するという形になるとの答弁がありました。

委員から、傷病手当金は4人、傷病見舞金は5人となっているが、その違いはその質疑に対し、傷病手当金は給与所得者で対象が少ない。傷病見舞金は事業主で対象者が少し増えることで差をつけているとの答弁がありました。

委員から、現在、傷病手当金を支給される予定の方はその質疑に対し、傷病手当金の相談は1人、傷病見舞金の相談は1人ある。傷病手当の方は給与が支払われているので、対象にならない。傷病見舞金の方は対象になるとの答弁がありました。

以上で質疑応答を終了し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、「議案第78号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、「陳情第2号 超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望」について。

この陳情は、シルバー人材センターが地域社会の発展と就業意欲のある高齢者の受け皿としての役割を果たしていく決意と、令和4年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金等の確保の要望、公共からの事業発注の確保の要望、令和5年10月より導入予定の消費税におけるインボイス制度に対する安定的な事業運営が可能となる措置の要望であります。

この陳情に対する扱いについて審議いたしました。

委員からは、シルバー人材センターはなくてはならない組織であることは十分理解している。どういう事業を自分のところでバランスシートが取れる事業でされているか確

認する必要があるのではないか。住民にどういう還元やメリットがあるのかということを考えていかねばならない。

また、シルバー人材センターは、民業を圧迫しないという形で金額をされている。その中で、最終的なトータルではプラスは出せない。マイナスになってもどこかから補てんされるわけではない。シルバー人材センターはそのような組織だということを理解してあげるべきである。

また、インボイス制度が導入されると、消費税をシルバー人材センターが負担しないといけない。町が消費税分を負担しないといけないことになってくる。何とかインボイス制度を延期してもらおうとか、特例でシルバー人材センターのようなところを外してもらえないかとの要望がされている。議会としては、インボイス制度の延期や特例を設けてほしいなどの意見書を出していく方向で考えていかねばならない。

また、インボイスの問題は本町に限ったことではなく、全国のシルバー人材センターに関しての問題であることから、全国的な組織の中でもこの問題に取り組まれている。インボイスの方向性ははっきりと見えないところもある。この前のシルバー人材センターとの意見交換会でのインボイスに対する扱いと総務常任委員会の状況を含め、議会での取組状況について、議長がシルバー人材センターに赴き、丁寧な説明を行い、理解を得るように努める。

以上で質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、全員賛成で、「陳情第2号 超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望」については、陳情のとおり採択すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託を受けました審査結果の報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

6番、菅森照雄産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 菅森照雄君 登壇〕

○産業建設常任委員長（菅森照雄君） 産業建設常任委員会に付託されました審査結果を、会議規則第94条第1項の規定により、報告をいたします。

12月9日午前9時より、役場3階第1委員会室において、「請願第3号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願」について、審査を行いました。

コロナ禍による米価下落の対策を求める請願についての請願趣旨の朗読の後、紹介議員から説明を求め、新型コロナウイルスの感染拡大による需要の減少により過大な流通在庫が生まれ、市場価格は暴落し、作れば作るほど赤字になる。農業者の経営と地域経済を守るため、政府の責任において緊急買入れ等、特別な隔離対策が必要。また、全国各地で取り組まれている食料支援には、収入減で日々の食事を切り詰めるなど、食料配布が歓迎されている。生活困窮者、学生などへの食料支援など、国民に提供することが求められている。米原市の事例として、中学生以下の子どもがいる家庭に1人10kgの精米配布が決定されている。政府がやるべき施策であるとの説明がありました。

質疑、討論はなく、採決の結果、「請願第3号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願」については、賛成全員で採択すべきとすることに決定しました。

なお、本会議において採択されることになりましたら、関係省庁に請願に対する意見書を提出します。

以上で、産業建設常任委員会に付託されました審査結果についての報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。

6番、菅森照雄予算特別委員長。

〔予算特別委員長 菅森照雄君 登壇〕

○予算特別委員長（菅森照雄君） 予算特別委員会に付託されました審査結果を、会議規則第77条の規定により、報告いたします。

12月10日午前9時より、役場3階第1委員会室において、委員全員と議長、町長、副町長、会計管理者、担当課長、担当職員出席の下、当委員会に付託されました「議案第77号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第6号）について」、審査を行いました。

歳入歳出それぞれ1億4,144万8,000円を追加し、歳入では、国庫支出金4,467万6,000円、県支出金606万6,000円、寄附金1,000万円、繰越金5,666万2,000円、諸収入944万4,000円、町債1,460万円。

歳出では、総務費1,652万9,000円、民生費では6,666万2,000円、衛生費では3,742万2,000円、農林水産業費582万2,000円の減額、商工費280万円、土木費590万2,000円、消防費264万4,000円の減額、教育費1,059万9,000円、諸支出金1,000万円。

企画課より、本議案では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る予算額は現時点で6,650万円で、終了したものや見込みの立つ事業があり、これを整理し、新規事業に振り替え、一部の事業費や充当額を増減しているとの説明がありました。

歳出の主なものは、企画課所管では、コミュニティ助成事業助成金200万円、OCRシステム運用支援委託料の契約差金22万円の減額、地図情報システム構築委託料の契約差金70万6,000円の減額との説明がありました。

主な質疑と答弁では、委員から、コミュニティ助成事業の内容はに対し、久徳区に除雪機2台と草刈り機1台と答弁がありました。

また、地図情報システム構築での入札結果はに対し、4社中2社が辞退、残る朝日航洋株式会社、アジア航測株式会社でのプロポーザル審査の結果、100点満点中89点でアジア航測株式会社と契約との答弁がありました。

次に、総務課所管では、委員から、ふるさと納税報償費355万3,000円、ふるさと納税業務委託料176万9,000円、実施設計委託料127万1,000円、施設改修工事に680万5,000円、消防費では、防災備品273万8,000円の減額、まちづくり基金（ふるさと納税）積立金に1,000万円、農林水産業費について、地

域整備課所管になるが、農業集落排水配水事業特別会計繰出金、人事異動に伴う人件費1名分、742万2,000円の減額。また、土木費では、職員1名分給料660万8,000円と地域整備課に代わり説明がありました。

主な質疑と答弁では、ふるさと納税運営会社とサイトの魅力がかなり影響している。魅力あるサイトの要望はに対し、大元はJTB、サイトはふるさとチョイス、重要視しているのは価格で、いつまでも同じところでは競争力が生まれにくい。再選定を進めているとの答弁がありました。

また、委員から、消防備品の減額を振り替えされているが、町の体制として良いのかに対し、コロナ対策で体温計を予定していた。かなり高価で、今後使用するか不透明で、安価なものに変更し減額したとの答弁がありました。

また、ふるさと納税の返礼品にキヌヒカリが上がっているが、滋賀県はみずかがみではに対し、返礼品は地元産とあり、本町はキヌヒカリを多く作っておられ、キヌヒカリとしていたが、本年10月よりみずかがみ、コシヒカリも返礼品として加えているとの答弁がありました。

また、ふるさと納税目的指定の多いものに対し、472件中、子育て支援および福祉に関する事業に174件、その他、町長が認めたもの140件との答弁がありました。

次に、税務住民課所管では、国民健康保険特別会計人件費事務費繰出金97万1,000円、国民健康保険特別会計その他繰出金141万2,000円の減額との説明がありました。

主な質疑と答弁では、国民健康保険特別会計繰出金の理由はに対し、人事異動に伴い職員手当の増額との答弁がありました。

ほかに質疑はなく、次に、福祉保健課所管では、民生費、社会福祉費の主なものは、障害者自立支援介護給付費不足による1,340万円、児童福祉費では、児童手当に所得制限が設けられたことと現況届の提出が不要になることによるシステム改修と障害児通所給付に係る438万3,000円、衛生費では、令和2年度から新しく滋賀県骨髄移植ドナー助成支援事業が新設されたことにより、助成金1人分14万円、保健事業費では、検診結果をマイナンバーカードと連携させるためのシステム改修委託料303万7,000円、不妊治療費補助金69万4,000円、3回目のコロナワクチン接種に係るコールセンター委託料1,500万円、事務員、医師、看護師報酬など合わせて3,342万9,000円との説明がありました。

主な質疑と答弁では、新型コロナウイルスワクチン2回目から3回目の期間はに対し、原則8か月との答弁がありました。

また、コールセンター委託料の積算はに対し、電話対応など、前回同様変わらないと答弁がありました。

また、委員から、検診結果とマイナンバーの共有と言われたが、手続は必要かに対し、データをシステムに乗せるための改修との答弁がありました。

また、骨髄移植ドナー事業は2年度から始まった対象者がおられるということかに対し、ドナーとして提供したいという話を頂いた。現在1名提供されたとの答弁がありました。

次に、産業環境課所管では、高取山ふれあい公園経営支援補助160万円、観光振興支援では、多賀観光協会に200万円、住宅リフォーム補助では4件分80万円との説明がありました。

主な質疑と答弁では、観光振興支援の算定基準はに対し、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていると思われる事業、主に駐車場など初詣客の減少、ライトアップの縮小などで、令和元年度と令和2年度を比較しているとの答弁がありました。

ほかに質疑はなく、次に、教育委員会所管では、教育費では、保育所費で多賀ささゆり保育園燃料費、広域入所児童扶助料、県返還金など121万円、認定こども園造成工事費4,076万6,000円と木質材料費で4,326万6,000円、新学童施設整備343万2,000円、コロナ対策国庫返還金200万円、小学校費では、大滝小学校漏水調査下水道使用料、備品購入（マイク）など126万9,000円、中学校費では、光熱費、学習机修繕など110万円。

生涯学習課所管では、社会教育費では、スマートインターチェンジ町道文化財発掘調査216万円、発掘調査基準点測量調査64万8,000円、調査用機材借上げ料など128万6,000円、ビジュアルブック製本費125万5,000円、あけぼのパーク収蔵庫周辺の雨漏れ設計監理委託料61万6,000円、博物館費では、アケボノゾウの国の天然記念物指定に向け懸垂幕掲示7万7,000円などとの説明がありました。

主な質疑と答弁では、新学童建設に伴う鉄骨高騰による増額を発注者が持つ必要がないと思う。考える必要があると思うがに対し、入札前の仕様書に鉄骨単価が明記している。その単価が異常に高くなれば、設計書として変更していかなければならないと思っているとの答弁がありました。

また、広域入所委託児童扶助料は新型コロナウイルス感染症によるものかに対し、彦根市の認可外こども園が認可されたことにより、市町の補助が受けられるようになったとの答弁がありました。

また、委員から、学校のマイクの使用できなくなった説明をに対し、いろいろな電波が出ており、邪魔をする電波がある。旧の電波が影響を及ぼしている。総務省から旧の電波をなくしていく通達が出ていた。コロナの補助金があり、今回整備するとの答弁がありました。

また、印刷製本費は何冊かに対し、500冊との答弁がありました。

また、委員から、施設整備事業交付税は何%かに対し、70%。

また、委員から、(仮称)久徳認定こども園の起債の額はどれくらいかに対し、幼稚園部分については3分の1の補助金があるが、まだ全体的に把握していないが、半分以上は起債で賄うことになるとの答弁がありました。

また、懸垂幕についての説明をに対し、役場庁舎国道側に、長さ12mのターポリンという樹脂製のものを考えている。時期については、天然記念物指定の答申が公表されるタイミングでとの答弁がありました。

また、(仮称)久徳認定こども園の用地売買と土地の登記は終わっていると思うが、いつかに対し、用地売買について、町道用地は売買手続完了、建設用地については、農地ということであり、県の開発許可が下りたと同時に農地転用取得となる。契約と所有権移転の手続は開発許可日と同時になるため、まだであるとの答弁がありました。

以上で全ての質疑応答を終了し、討論はなく、採決の結果、「議案第77号 令和3年度多賀町一般会計補正予算(第6号)について」は、賛成全員で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、予算特別委員会に付託されました審査結果の報告を終わります。

○議長(竹内薫君) 以上で総務常任委員長報告、産業建設常任委員長報告、予算特別委員長報告を終わります。

これより、総務常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2 「議案第75号 多賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第75号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、議案第75号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 「議案第76号 多賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長(竹内薫君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第76号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長(竹内薫君) 起立全員であります。よって、議案第76号は総務常任委員長の報

告のとおり可決されました。

日程第4 「議案第77号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第6号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する予算特別委員長の報告は可決です。議案第77号は、予算特別委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第77号は予算特別委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 「議案第78号 令和3年度多賀町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。議案第78号は、総務常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第78号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 「請願第3号 コロナ禍による米価下落の対策を求める請願」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する産業建設常任委員長の報告は採択です。請願第3号は、産業建設常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、請願第3号は産業建設常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第7 「多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書について委員会の閉会中の継続審査について」を議題とします。

産業建設常任委員長から、委員会において審査中の請願第4号について、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出

があります。

これより質疑を行います。

3番、近藤議員。

○3番（近藤勇君） 3番の近藤でございます。

ただいま閉会中の継続審査の申出があったということで報告を頂きましたが、産業建設常任委員会に付託された請願第4号について、閉会中の継続審査とすることについての議案であると思います。本日配布されました、今、議長の方から報告がありました資料にある理由では、請願の内容から慎重に審査する必要があるためと示されております。どのような内容を慎重に審査するのか、お考えを伺いたい。また、その結論をいつまでにするのかという考えにつきましても、併せまして産業建設常任委員長にお伺いしたいと思っております。

○議長（竹内薫君） 6番、菅森照雄産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（菅森照雄君） ただいまの近藤議員の質問について、12月9日に開催しました連合審査の議論を踏まえて産業建設常任委員会で審査を行ったところ、請願を採択するに当たり、判断しかねる件が次のようがありました。

まず1点目、請願趣旨では、災害時の緊急避難および防災活動の拠点確保を第一の目的として大字多賀区が取得とあり、請願事項は、多賀区が取得し、災害時の緊急避難場所を主とした駐車場とするとなっております。請願者は絵馬通りの活性化を考える会ではなく、多賀区主体のものと思われ見受けられます。

次に2点目、請願趣旨では、各種イベントの開催場所、滞留拠点として有効活用するとあるが、具体性と実効性が伺えなかった。

また3つ目に、多賀町行政の主導の下とあるが、今後の土地利用については、絵馬通りの活性化を考える会が主導して取り組むべきものではないのか。

また、請願では、多賀区民一同とあるが、この請願を知らない区民もおられ、本当に区民に周知できているのが疑問で、確認が必要である。このことは全ての方が知っておられて、合意が得られているのであれば理解するが、知らない方がいることが問題である。

以上のように、疑問点や明確になっていない件があるため、本請願について、再度慎重に審査をする必要があると委員から意見もあり、継続審査についての採決の結果、賛成多数で継続審査にすべきとすることに決定し、閉会中の継続審査について、議長に申出を行ったところでございます。

次に、2点目の質問について、先ほどの疑問点などについて再度、請願者に意見を伺い、次の定例会までに産業建設常任委員会として判断する予定でございます。

以上でございます。

○議長（竹内薫君） そのほかに質疑されます方、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論に際しまして、反対と賛成を交互にさせていただきたいと思っておりますので、ご了解を頂きたいと思っております。

討論をされます方、挙手にて、反対意見からよろしく願います。

3番、近藤議員。

〔3番議員 近藤勇君 登壇〕

○3番（近藤勇君） ただいまの継続審議するという報告が産建の委員長からございました。私、この継続審議につきまして、反対の討論をさせていただきたいと思っております。

ただいま、委員長の委員会の閉会中の継続審査について、いろんな疑問がある、その部分に答えていただいているという話でございましたけれども、このたびの請願は、旧遠藤邸の跡地を有効に活用したい趣旨から、絵馬通りの活性化を考える会より本議会に提出され、議会では、連合審査にて議員全員で請願の内容について審議したところでございます。

請願の趣旨は、先ほども委員長の方からありましたけれども、災害時の緊急避難および防災活動の拠点確保を第一の目的として、大字多賀区が取得し、またこれを駐車場として活用する。また、請願事項では、多賀町字下之町634番地を多賀区が取得し、災害時の緊急避難場所を主とした駐車場とするとなっており、絵馬通りの活性化を考える会が主体なのか多賀区が主体であるのかについて、請願者の趣旨を確認しましたところ、私は多賀区が主体と判断せざるを得ないと思われました。

本町の中心市街地で、絵馬通りが人が集い、人がにぎわい、地域が活性化することは大変喜ばしいことで、大いに期待するところでもありますが、絵馬通りの活性化を考える会としての取組を主体として審議したいところですが、本請願では、先ほども申しましたように、活性化につながる具体的な事項あるいは実効性が明確に示されておりません。

先ほど申しましたとおり、本請願では多賀区が主体と見受けられ、また、絵馬通りの活性化の取組を明確に示していただくことが大前提であり、多賀区主体の請願事項をもって継続してこの議論をすることは難しいと判断し、本議案については、私は反対でございます。

よって、反対の意を表明いたします。

○議長（竹内薫君） 続いて、賛成討論をされます方。

1番、神細工宗宏議員。

〔1番議員 神細工宗宏君 登壇〕

○1番（神細工宗宏君） 多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書について委員会の閉会中の継続審査についての賛成討論を行います。

旧遠藤邸の跡地利用については、絵馬通りの活性化を考える会において、立地条件などを検討され、構成団体である多賀区が取得し、宅地ではなく、ふだんは絵馬通りの路

上駐車対策としての駐車場とし、観光客や住民にとって安全な道路環境にしたい。また、災害時の緊急避難所および防災活動の拠点とする。あわせて、絵馬通りの積極的な活性化を図るために、イベントの開催場所、滞留拠点として利用価値を高めたいという請願であります。連合審査において、請願者の趣旨を伺うものの、引き続き審議したい内容が多くあり、この場で否決するには拙速であり、継続審査とすることが妥当と考えます。

理由としては、令和元年8月13日に提出された請願では、1、建造物を解体し、撤去して更地に整備する。2、敷地東側の通りを救急車、消防車が通行できる道路を確保するためセットバックするという2点の請願事項でした。跡地利用案、宅地相当分2区画と5台程度の駐車場については、行政が提案したものであり、関係者の皆さんが解体後の更地になった跡地を見たとき、立地条件や広さを身をもって感じ、宅地にするにはもったいないと感じられたことは、私も去る11日に実際に現場に立ち、当該地でなくても、付近に住居を求められる方に提供できる更地が近くにある、その気持ちが良く分かりました。

このたびの連合審査で論点となっているのは、1点目は、多賀区の皆さんが今回の約1,000万円で土地を取得することを納得されているのか。2点目は、活性化につながる具体的な計画が示されていないこと、また、宅地とした場合の価格と比較したとき、多賀区が解体費などに要した約1,000万円で取得するとすると、近隣の地価との乖離が大きく、今後の新たな問題につながることを懸念されることです。

1点目については、多賀区の皆さんへの周知は既になされているところですが、再度、納得していただいているかの確認については、相応の時間が必要です。2点目についても、具体的な土地利用計画を示すには、検討の時間が必要です。土地の価格については、単に金額で判断するのではなく、地域、本町の活性化につながる将来的な要素、期待を含めて検討したとき、妥当な判断を見いだすこともできると考えます。

論点を整理するために相応の時間が必要であり、本請願を継続審査とすることで、絵馬通りの活性化を考える会、多賀区と今後も趣旨を確認、議論し合うことでコンセンサスを生み出せる可能性はありますし、絵馬通りの活性化が本町全体の活性化につながることも十分に期待できると考えます。

以上のことから、多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書について委員会の閉会中の継続審査については、継続審査が望ましいと賛成いたします。

以上です。

○議長（竹内薫君） ほかに反対討論をされます方、おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） それでは、賛成討論をされます方。

11番、川岸議員。

〔11番議員 川岸真喜君 登壇〕

○11番（川岸真喜君） 議長の許可を頂きましたので、私は、旧遠藤邸の跡地利用に関する請願について、継続審査に賛成の立場で討論をさせていただきます。

請願者の絵馬通りの活性化を考える会は大字多賀区、門前町共栄会、観光協会、商工会、多賀大社、一般社団法人杜ノ実、役場担当課で構成され、多賀大社を中心とする観光と商業の発展について、また絵馬通りの活性化に向けて、強い使命感と責任感をもって議論を重ねてられています。その議論の結果が今回提出されたこの請願にまとめられており、旧遠藤邸跡地を多賀区が取得し、取得後の利活用の方法について、災害時の緊急避難場所、隣接する町道の拡幅、関係団体とともに各種イベントの開催場所および滞留拠点として有効活用する内容となっています。

当初、議会に伝えられた内容から変更はあるものの、今年に入って絵馬通りにおいて新しい出店があることや周辺の高齢化、コロナ禍における既存の店舗における事業の継続、次の世代への承継の問題など、新たなニーズに敏感に対応するものであり、住民に最も近い立場に立つ我々議会は、この請願について審査を継続し、その間、考える会における計画についての議論がさらに深まり、利活用の計画がより具体性を帯びていくことを見守り、その内容を慎重に審査することが求められていると考えています。

以上のことから、私は、旧遠藤邸の跡地利用に関する請願について、継続審査することに賛成の立場での討論とさせていただきます。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） ほかに反対討論をされます方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） ほかに賛成討論をされます方、おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） ないようですので、討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書について委員会の閉会中の継続審査について」は、委員長から申出のとおり、継続審査とすることに賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議長（竹内薫君） 起立少数であります。よって、「多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書について委員会の閉会中の継続審査について」は、否決されました。

閉会中の継続審査は否決されましたので、多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書について、産業建設常任委員会での審査をお願いします。また、会議規則第46条第1項の規定により、審査は午後2時50分までに審査を終了することといたしたいと思います。

お諮りします。多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書の審査は、本日14時50分までとすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、審査は、本日14時50分までとすることに決定をいたします。

暫時休憩をいたします。産業建設常任委員会の方は委員会室の方までご移動を願います。

（午後 2時35分 休憩）

（午後 2時50分 再開）

○議長（竹内薫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、お諮りします。「請願第4号 多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書」についてを日程に追加し議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、請願第4号は日程に追加することに決定しました。

日程および報告書の配布をお願いいたします。

日程第8から日程第11を1号ずつ繰り下げ、請願第4号を日程第8とします。

○議長（竹内薫君） 日程第8 「請願第4号 多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書」についてを議題とします。

産業建設常任委員長より、付託案件の審査結果の報告を行います。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

6番、菅森照雄産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 菅森照雄君 登壇〕

○産業建設常任委員長（菅森照雄君） ただいま産業建設常任委員会を開催し、「請願第4号 多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書」について審査を行った結果、賛成多数により、採択すべきとすることに決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（竹内薫君） 「請願第4号 多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書」についての報告に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

「請願第4号 多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書」に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

3 番、近藤議員。

〔3 番議員 近藤勇君 登壇〕

○3 番（近藤勇君） 何遍も顔を見せ、声を響かせて話をさせていただきますが、ただいま委員長の方から、請願第 4 号を採択すべきものという報告がございました。そのことにつきまして、私、この請願第 4 号、この部分について反論をさせていただきたい、反対意見を述べさせていただきたいと、かように思います。

「請願第 4 号 多賀 6 3 4 番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書」について、反対討論をさせていただきます。

このたびの請願は、先ほど来、話が出ておりますように、令和元年 9 月に多賀区より提出された多賀 6 3 4 番地旧遠藤邸の建物解体と跡地の整備に関する請願書とは別の件と私は認識しております。当時の請願趣旨は、空き家あるいは空き地の相続人が見つからず、適正な管理が行き届かないことから、近隣の皆さんが除草作業等々負担を強いられ、また、絵馬通りに面していることから、著しく景観を損ねている。ほかにも失火などを危惧されておられます。多賀区の安全安心なまちづくりのために解体を要望され、また、請願事項では、建物を解体撤去して更地にし、整備する。敷地東側の通りを救急車、消防車が通行できる道路幅を確保するためセットバックすることとであり、残る土地の跡地利用については含まれておりませんでした。

当時、私は議員ではありませんでした。しかし、この請願を審議されている中で、空き地、空き家問題は、多賀のみならず、他の地区でも、他の自治会でも、他の字でも本当に起こってくる問題であると思います。先ほど申しましたように、1 自治会に特化していいものかとの議論があったことを聞き及んでおります。

このたびの請願事項では、多賀町字下之町 6 3 4 番地を多賀区が取得し、災害時の緊急避難場所を主とした駐車場とするとなっておりますが、令和元年の請願書にこのことが付議されていれば、町内の他の自治会との連携を思料し、別の判断がされていたのではなかったかなど、かようにも思います。これは私の推測でございます。

このような背景から、跡地利用については、多賀区ではなく地域、絵馬通りの活性化を考える会に本当に諮って、人が歩くにやさしい絵馬通りのコンセプトに基づき、先ほども申し上げましたが、人が集い、人でにぎわう絵馬通りの活性化につながる土地利用の検討が進められてきたものと考えておりましたが、このたびの請願者は、絵馬通りの活性化を考える会でありながら、請願事項は多賀町字下之町 6 3 4 番地を多賀区が取得し、先ほども申し上げましたが、くどいようですが、多賀区が取得し、災害時の緊急避難場所を主とした駐車場とする。多賀区の要望と判断せざるを得ないものと思います。

地域住民の方から貴重な請願ではあります。確かに多賀を、先ほど申しましたように、空き家、空き地をそのままほっといていいのか、何とかせなあかんやないかという貴重な請願ではあると思いますが、議会としても町内の全ての方への説明責任が伴います。多賀区の部分がつきました、それで結構ですという部分ではないと思います。多賀町全

員の方への説明責任が本当に伴ってくると思っております。

中心市街地の一等地を競争原理を働かさず1自治体、1団体に譲り渡すことは、行政から説明が以前にもありましたが、相続財産管理人が裁判所より求められる処分要件、金銭的に判断する定量的要素に該当するものではなく、また、行政が執行した額を上回った額を国庫に納めることは当然の義務であって、住民の皆さん、ひいては国民として説明できるものでなければならないと思っております。このたびの請願では、さっきから申しておりますとおり、多賀区が主体であり、絵馬通りの活性化につながる事項が明確でなく、先ほど述べましたように、私はこの請願に反対の意を表します。

付け加えてお話をさせていただきますと、先ほど産建委員長から当初の話がありました。そこで質問もさせていただきました。このような要件がなければ、この請願を受けることはできないのと違うやろうかという判断を私は重ねていたしました。ですから、よって、今回の請願は反対ということで、再度、皆さん方と、また多賀区の方あるいは絵馬通り活性化を考える会の方が主となって、新たな事項として出してこられる部分には、また議会として取り上げなければならないかもわかりませんが、取りあえず今回この出されております請願につきましては、今申しましたとおり、本当にこれでいいのかということ考えた中で、私は反対の討論とさせていただきます。

○議長（竹内薫君） 続きまして、賛成討論をされます方。

川添議員。

〔9番議員 川添武史君 登壇〕

○9番（川添武史君） 私は、「多賀634番地旧遠藤邸の跡地利用に関する請願書」について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

近藤議員がいろいろ言われましたが、この土地は、相続人がいないという、特にこの問題が大きな問題になります。行政でないとできないようなことなので、多賀町に解体と跡地利用の請願を多賀区は出されたというように私は理解しております。

先ほどから、神細工議員また川岸議員から賛成の討論がありました。当然この請願者そのものは、書いているとおり、絵馬通りの活性化を考える会の委員長と大字区長が同じ人物ということなんです。だから、あくまでも絵馬通りの活性化を考える会が請願を出しているということです。この会は、先ほど話がありましたとおり商工会、観光協会、それから絵馬通りを活性化する会、門前町共栄会、また多賀大社、いろんな団体がこの請願を出しているわけです。特にこの多賀の大きな真ん中の土地ということで、しっかりと多賀の活性化あるいは多賀町の活性化のためには、ここは十分にやっぱり利用すべきものだと思います。だから、多賀区が取得して、絵馬通りを活性化。絵馬通りを活性化する会では金はそんなに持っていません。多賀区からでできる事業なんです。

皆さんも各集落でそういうような問題が出た場合、我々議員は、しっかりと住民に向き合って、住民が求められていることは十分議会として、また議員として、やっぱりしっかりと対応していくべきだということ考えています。皆さんのご賛同を得て、この

請願が通るようにお願いしたい。

特に、最後に書いていますように、この活性化、特に多賀のイベント場所、これは大きな場所が要ります。今現在は多賀駅前しかありません。真ん中にあれば、どれだけ勧誘ができるか。また、参拝客の滞留拠点、特にこれから、今、アケボノゾウ多賀標本が国の天然記念物になりました。また今、門前町共栄会、多賀区では石田邸とか3軒の重要文化財の登録を目指しておられます。こういうふうなことも考えて、ここは最優先にして、しっかりと観光面でやれば、十分に滞留拠点、またにぎわいを取り戻せるものだと確信しています。

皆様のご賛同をよろしくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（竹内薫君） 反対討論をされます方、おられますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 賛成討論をされる方。

川岸議員。

〔11番議員 川岸真喜君 登壇〕

○11番（川岸真喜君） 私は、この請願を採択することについて、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど継続審査が否決されました。内容が重複するかもしれませんが、この請願者の絵馬通りの活性化を考える会の皆さんは、絵馬通りの活性化について、本当に強い使命感と責任感を持って議論をされています。先ほど申し上げたとおり、今年に入って、ウナギ店あるいは肉料理のお店、それからパンのお店など出店がありました。こういった若い起業される方が撤退を考えるような商店街であってはいけないというふうに思います。また、全国いろんな商店街がありますけれども、決して観光客だけでもっているところは少なく、やはり地元の方が食事や買物に来られる、そういう形で商店街が維持されているというケースが多くあります。

この請願を読んでもいただきますと、大変骨太の計画であるという印象を皆さん持たれているんじゃないかなと思います。この計画、この請願がもし否定されるということになれば、骨太の計画は全て認められないということになってしまうんじゃないかなと思います。骨太ということは、後で肉づけがあるわけでありまして、こういった詳しい具体的な肉づけは、今後の絵馬通りの活性化を考える会の中において具体的な肉づけがされていくものと私は考えています。

また、近年町内には、よびしのプロジェクトですとか桃原ごぼうのプロジェクト、あるいは大滝活性化プロジェクト、それから観光協会が従来から行われていますライトアップ等の地域の活性化に向けた取組があります。この請願者であります絵馬通りの活性化を考える会も、それらの団体と全く同じ、本当にまちづくりに対して一生懸命取り組んでおられる団体であると思います。骨太であるというだけで否定されてしまえば、そういったまちづくりの芽を摘んでしまうことになるんじゃないかと私は考えています。

ぜひ議員の皆さんにおかれましては、この請願を採択していただき、今後の絵馬通りの発展に寄与していただきたい、お力を貸していただきたいと思っております。議員各位のご賛同を何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） ほかに討論されます方、ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

請願第4号を採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立少数〕

○議長（竹内薫君） 起立少数であります。よって、請願第4号は不採択とすることに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第9 「陳情第2号 超高齢社会にチャレンジするシルバー人材センターの決意と支援の要望」の討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する総務常任委員長の報告は採択です。陳情第2号は、総務常任委員長の報告のとおり採択することに賛成の方はご起立願います。

〔起立多数〕

○議長（竹内薫君） 起立多数であります。よって、陳情第2号は総務常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第10 「議案第81号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第8号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 「議案第81号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第8号）」につきまして、ご説明申し上げます。

本日、12月第4回議会定例会の最終日に追加議案として提出させていただきました令和3年度一般会計補正予算（第8号）は、令和3年12月10日に可決いただきました、18歳以下の児童を養育する者に対し対象児童1人当たり10万円のうち先行給付金として5万円を支給するための予算額に、来春予定の5万円相当の給付を併せて現金でも給付可能とする内閣府の通知を受けて、本町においても10万円の現金を12月27日に一括で給付するための所要の予算措置をお願いするものでありまして、補正予算

書1ページの第1条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に6,555万円を追加し、歳入歳出それぞれ54億2,194万3,000円とするものでございます。

それでは、歳入につきまして、6ページの事項別明細書でございます。

50款の国庫支出金の10項補助金で、子育て世帯への臨時特別支援事業の給付金追加分として6,555万円を受け入れるものでございます。

続きまして、次のページ、歳出でございます。

15款民生費では、子育て世帯への臨時特別給付金を一括で10万円給付するための必要額の追加を見積もり、歳入と同額の6,555万円を計上したものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「議案第81号 令和3年度多賀町一般会計補正予算（第8号）について」は、原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま6番、菅森照雄産業建設常任委員長から、「発委第4号 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書案」が提出されました。これを日程に追加して議題としたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、発委第4号を日程に追加し、議題とすることに決定しました。なお、日程第11から日程第12を1号ずつ繰り下げ、発委第4号を日程第11とします。

事務局より日程表および議案の配布をお願いします。

その場でしばらく休憩。

（午後 3時20分 休憩）

（午後 3時24分 再開）

○議長（竹内薫君） 再開します。

日程第11 「発委第4号 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書案」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

6 番、菅森照雄産業建設常任委員長。

〔6 番議員 菅森照雄君 登壇〕

○6 番（菅森照雄君） 先ほど本会議において採択されましたので、「発委第4号 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書案」を提出いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大により、米の需要が大幅に落ち込み、米の市場価格は大きく下落しています。日本政府の減反政策に従い、真面目に稲作経営を行っている農業者が今、経営危機にしています。農業者の経営と地域経済を守るため、次のとおり意見書を提出するものです。

コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書案。

新型コロナウイルスの感染拡大による需要の消失から、2020年度産米の過大な流通在庫が生まれました。しかし、これまで有効な手だてが取られず、2020年度産米の市場価格は大暴落しました。政府からは主食米6.5万haの上乗せ減反が打ち出され、農家では米価暴落の危機感から飼料米への転換を進められているが、感染拡大によるさらなる消費減少と相まって、2021年産米は昨年以上の米価下落が危惧されています。

コロナ禍の需要減少による過剰在庫分は政府が責任を持って市場隔離すべきであり、その責任を生産者、流通業者に押しつけることは許されません。政府の責任による緊急買入れなどの特別な隔離対策が絶対に必要です。

同時に、国内需給には必要がないミニマム・アクセス米は、毎年77万tも輸入されています。国内消費量は、ミニマム・アクセス米輸入開始以来の26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、一切見直されていません。せめて、バターや脱脂粉乳並みに不要なミニマム・アクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米優先の米政策に転換することが必要です。

また、コロナ禍の中、全国各地で取り組まれている食料支援には、収入減で日々の食費を切り詰めるなど、困窮されている方が多数訪れ、米をはじめとする食料配布が歓迎されています。行き場を失った農産物を政府の責任で買い取り、困窮する国民に提供することが今こそ求められています。

コロナ禍というかつて経験したことのない危機的状況の中で、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます。

以上の趣旨から、政府におかれては、下記事項を措置されるよう強く要望します。

記。1、コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。

2、政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困窮者、学生などへの食料支援で活用すること。

3、国内消費に必要なない外国産米、ミニマム・アクセス米の輸入については、当面、国産米の需給状況に応じた数量調整を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月21日。内閣総理大臣、農林水産大臣、衆議院議長、参議院議長宛て。
滋賀県犬上郡多賀町議会。

以上でございます。

○議長（竹内薫君） これより質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案に対する採決を行います。

「発委第4号 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める意見書案」は、
原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔起立全員〕

○議長（竹内薫君） 起立全員であります。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。原案の案の字句は削除して、意見書を国会および関係行政庁に提出いたします。

○議長（竹内薫君） 日程第12 「議員派遣の件について」を議題とします。

本案は、会議規則第128条の規定により、お手元に配布しておりますとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件につきましては、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

○議長（竹内薫君） 日程第13 「委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

本案は、総務常任委員会、産業建設常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布した所管事務調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査を行うことに決定しました。

お諮りします。これまで議決されました議案について、その字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹内薫君） 異議なしと認めます。

よって、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上、本日の議事日程および本定例会に付された案件は全て終了しました。

去る12月3日開会、本日までの19日間の会期にわたり、終始熱心にご審議、ご審査賜り、誠にありがとうございました。

これをもって令和3年12月第4回多賀町議会定例会を閉会いたします。

（午後 3時33分 閉会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 竹内 薫

多賀町議会議員 大橋 富造

多賀町議会議員 富永 勉